

## 大津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長から財務監査（定期監査）及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和3年6月25日

大津市監査委員	土	屋	薰
同	津	田	穂
同	山	本	久
同	浅	井	貴
			博

### 1 大津市国民健康保険葛川診療所における収入処理について

- (1) 監査執行対象機関名 健康保険部保険年金課
- (2) 監査執行日 令和2年10月2日
- (3) 監査の結果

葛川診療所では診療報酬の一部負担金等の収入について、納付書を作成し金融機関にて収納されている。しかし、納付書の年度の記載誤りにより、令和2年3月31日診療分が令和2年度の収入として、令和2年4月7日診療分が令和元年度の収入として、誤った調定及び入金がされていた。また、令和2年6月2日診療分の2,960円については、現金出納簿は正しく記載されていたが、納付書には2,690円と誤った記載をしたことにより、差額270円の現金が当該診療所内に残されたままとなっていた。

これらはいずれも、当年度の定期監査により発見されたものであり、現金出納簿と歳入整理簿等を突合することにより、防ぐことができた事務処理誤りである。

当該診療所では、公金の取扱い誤りが短期間で複数発生し、現金出納簿の差引残高と保管現金とが一致していないことを長期間把握されていなかった。

については、公金に対する取扱いの重要性を再認識するとともに、収入処理のチェック体制を見直し、適正な公金管理の徹底を図られたい。

- (4) 措置状況報告日 令和3年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

納付書の年度の記載誤りにより、令和2年3月31日診療分が令和2年度の収入として、令和2年4月7日診療分が令和元年度の収入として、誤った調定及び入金がされていた件については、令和2年度の収入とした金額のうち、令和2年4月7日診療分（令和元年度収入処理）と同額を現年度分（令和2年度分）の収入とし、残りの金額を過年度分の収入として取り扱うこととしました。そのため、令和2年度2月補正予算において歳入予算に「一部負担金（過年度分）」の科目を設定し、収入更正により現年度分から過年度分への振替処理を行いました。

また、納付書の記載誤りにより葛川診療所内に残されたままとなっていた270円の現金は、定期監査により発見された後、直ちに会計管理者口座へ収納しました。

今回の監査による指摘事項を踏まえて、収入処理のチェック体制を見直し、葛川診療所が作成した現金出納簿と納付書の控えを、毎月月初に保険年金課職員が確認することとしました。また、保険年金課職員が同診療所においてつり銭等の公金の点検を行うとともに、同診療所職員に対し収入処理の手順の確認をしました。

今後、適正な公金管理を徹底し、事務の適正化に努めます。

### 2 自治連合会、自治会等運営費補助金の交付確定事務について

- (1) 監査執行対象機関名 総務部管財課
- (2) 監査執行日 令和2年11月11日
- (3) 監査の結果

令和元年度の定期監査の結果、財産区が存する区域の自治連合会、自治会等に対する地区住民の福祉の増進を目的とした運営費補助金の交付事務において、補助事業者の実績報告書への証憑書類の未添付や、財産区が行う補助金額の確定手続における不備が見受けられたため、事務の改善、見直しを求めていた。それに対して、証憑書類についてはチェックシートの活用や複数人での確認を行うとともに、事務手続の進捗状況の把握を徹底して行うとされたところである。

今年度は、その後の事務の見直しの進捗について確認したところ、証憑書類の整理状況については概ね改善が図られていたものの、補助金額の確定手続については出納整理期間を経過した令和2年10月に手続がなされ事務が遅滞しているものが見受けられた。

今後は、事務執行の在り方を再度検討し、補助事業者へ周知を図りながら、迅速かつ適正な補助金交付事務の執行に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和3年5月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

令和元年度の定期監査の結果に関する措置としてチェックシートを作成し、進捗管理を行うこととしていましたが、活用が不十分で、一部に遅滞が生じる結果となっていました。今後は、誰が、どの段階で作成するかの役割分担を明確にし、迅速かつ適正な補助金の交付事務の執行に努めます。

また、指摘のあった財産区補助金について、補助金交付基準を改正し、交付決定通知書の様式に実績報告書の提出期限を明記するとともに、変更承認申請書、変更承認決定通知書、交付決定（確定）取消通知書及び返還通知書の様式を新たに追加し、令和3年3月15日から適用しました。

これらの改正内容を踏まえた「財産区補助金交付の手引（令和3年度改訂版）」を作成し、補助事業者に対し周知を行うとともに、財産区管理委員に対しても補助事業者への指導を要請しました。

引き続き、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）等に照らし不適切な内容がないか適宜点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

3 行政財産使用料の徴収事務について

(1) 監査執行対象機関名 総務部管財課

(2) 監査執行日 令和2年11月11日

(3) 監査の結果

令和元年度の定期監査の結果、道路建設課が所管する行政財産の目的外使用許可に基づき徴収した行政財産に係る使用料について、大津市行政財産使用料条例（昭和46年条例第1号）に定める金額よりも過大又は過少に徴収していたため、徴収事務の改善を求めていた。これに対して、大津市の行政財産を総括する管財課が全庁的に調査した結果に基づき、平成27年度から令和元年度までの5年間に発生した案件については、早期に還付又は追加徴収を行うとされたところである。

今年度は、その後の事務の改善状況について確認したところ、同条例に定める金額に基づく徴収が行われていたものの、過年度に徴収した使用料のうち過不足が生じているものについては是正が行われていないことが明らかとなった。

管財課は、道路建設課における適正を欠いた行政財産に係る使用料の徴収事例を踏まえ、全庁的に調査し、過年度の過不足金に対する是正措置について令和2年11月25日に全庁向けの通知を行い、行政財産を所管する課に対し適正な事務執行を促したが、時効の起算点等、事務執行に当たっての必要な留意事項が十分に記されていないため、是正が行われなかった結果、一部の債権については、時効が完成したものが見受けられることとなった。このことから、令和元年度において過大又は過少に徴収していたことが判明した時点で早急に、より詳細な留意事項を示した通知を発出し、関係各課に対して適正な事務執行を促す必要があった。

今後は、公平性と公正性の確保の観点から、行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収について、同条例に基づき適確な事務執行の徹底を図られたい。

(4) 措置状況報告日 令和3年5月31日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

過年度の過不足金については、令和3年3月29日付けで改めて対象所属に宛てて速やかに是正措置を講ずるよう通知を行いました。

また、大津市行政財産使用料条例及び大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）の規定に基づき、適正な行政財産の使用許可に係る事務の運用を図るべく、令和3年2月に「行政財産の使用許可に関する事務手引」を作成し、庁内へ周知するとともに、課内事務においては、「行政財産使用許可事務における管財課合議チェックポイント」を作成し、適正な事務執行に努めています。

引き続き、行政財産の使用許可に係る事務に不適切な内容がないか適宜点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

4 大津市職員倫理条例に係る運用状況の公表について

(1) 監査執行対象機関名 総務部人事課

(2) 監査執行日 令和2年11月11日

(3) 監査の結果

職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として大津市職員倫理条例（平成27年条例第2号）が制定されている。

利害関係者と共に飲食をする場合の届出等、職務に係る倫理の保持に関する状況などについては同条例第14条の規定により毎年運用状況を公表しなければならないが、平成30年度分以降、公表がなされていなかつた。職員の行動規範を定める同条例の規定については、職員の分限及び懲戒を所管する人事課においては特に遵守すべきであると考える。

については、同条例制定の背景、目的及び内容を再度確認の上、条例に定める手続を適正に行うことにより、

職務の執行における透明性を高め、市民の信頼確保に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和3年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

公表ができていなかった平成30年度分及び令和元年度分について、令和2年11月6日に本市ホームページに運用状況を掲載し公表を行いました。また、令和2年度分については、令和3年4月21日に本市ホームページに掲載し公表を行いました。

今後は、年度当初に速やかに前年度分の運用状況を公表するよう徹底します。

## 5 規則等の改正に係る事務手続の迅速化について

- (1) 監査執行対象機関名 総務部人事課
- (2) 監査執行日 令和2年11月11日
- (3) 監査の結果

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）は市長の権限に属する事務を処理するため、必要な組織を定めるとともに、事務の分掌を明確にし、もって事務の能率的な遂行を図ることを目的としている。また、大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）は市長の権限に属する事務の決裁手続及び職員の職務権限を定めることにより、行政事務の組織的かつ能動的な運営と事務遂行上における責任体制の確立を図ることを目的としている。

組織、機構再編等に伴う当該規則等（大津市行政組織規則及び大津市事務決裁規程をいう。以下この号において同じ。）の改正に当たっては、事務処理を円滑に執行するため、人事課が取りまとめて関係課から資料を収集し、改正手続が行われている。

令和2年4月1日に施行された当該規則等の改正において、事務決裁規程については、その改正を職員に通知し、共通事務処理システムへ反映されたのは規程改正後6か月を経過していたことから、職員は改正内容を認識できないまま各種業務を進めることとなった。また、同様の規程を有する他機関においても人事課の通知や共通事務処理システムへの反映と時期を合わせて事務処理を進めているため、結果として他機関の事務処理にも影響を及ぼすこととなった。加えて、当該規則等の改正内容についての例規集への反映も大幅に遅延していた。

については、各種業務の円滑な遂行に資するよう、また、遅滞なく最新の例規情報を市民に提供できるよう、迅速かつ適正な事務手続が進められることを望むものである。

- (4) 措置状況報告日 令和3年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

組織、機構再編及び人事異動に伴う大津市行政組織規則及び大津市事務決裁規程の改正については、迅速な事務手続に努め、令和3年4月1日付けの同規程の改正については、同月16日に職員に通知するとともに、同月19日に共通事務処理システムへ反映しました。また、同規則についても、改正後速やかに改正の内容を反映させるための事務手続を行いました。

今後も、各種業務の円滑な遂行に資するよう、また、遅滞なく最新の例規情報を市民に提供できるよう、迅速かつ適正な事務手続に努めます。

## 6 職員カウンセリング業務委託（令和元年度）に係る契約事務について

- (1) 監査執行対象機関名 総務部人事課職員支援室
- (2) 監査執行日 令和2年11月11日
- (3) 監査の結果

職員カウンセリングの委託業務については、新規採用職員及び健康診断結果において健康管理医が必要と認めた者等を対象として実施されており、カウンセラーによるカウンセリング業務1件（1時間以内）につき6,000円を支払い、カウンセリングのキャンセル時間を利用して実施されるカウンセラーと職員支援室に所属している保健師とのカンファレンスもカウンセリング業務と同額を委託料として支払われている。

しかし、当該カンファレンスは、委託契約書中にその実施について明記されておらず、カンファレンスの実施状況が分かる記録も作成していなかった。また、受託者から提出があった業務実施報告書の十分な確認を行っていなかったため、令和2年3月分の請求金額に含まれていた当年度実施のカンファレンス7回のうち2回は、令和元年8月に実施したものであるが、当該月に適用される消費税等の率は8%であるところ、10%で計算した額を支出していた。

については、委託契約書中において、カンファレンスの取扱いを明確に規定するとともに、適切に実施結果を記録し、完了検査を行うことにより、委託契約事務の適正な執行に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和3年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

令和元年度の職員カウンセリング業務の実施において、対象者の当日キャンセルがあつた際の対応として

は、仕様書に当日の対象人数等に変更があった場合は、その都度協議をした上で対応する旨を定めていたことから、受託業者と協議を行った上で、カウンセラーと当室保健師とのカンファレンス（協議や相談）を実施し、カウンセリングと同額の委託料を支払っていました。しかし、当該カンファレンスに係る委託料については、契約書中に明確な規定をしていなかったことから、令和3年2月1日付けで令和2年度の契約を一部変更し、業務実施時間帯の短縮及び当日キャンセルに伴いカンファレンスを実施した際の委託料について規定しました。

また、令和元年8月分の消費税差額分については、受託業者に返還を依頼し、令和3年3月26日に返還が完了しています。

今年度以降につきましても、当該業務の委託契約において、カンファレンスの取扱いを明確に規定するとともに、その実施内容、結果の記録及び業務実施報告書の確認を徹底し、委託契約事務の適正な執行に努めます。

## 7 都市公園の占用等の許可及び収入事務の遅延について

- (1) 監査執行対象機関名 都市計画部公園緑地課
- (2) 監査執行日 令和2年12月17日
- (3) 監査の結果

公園緑地課の所管する事務のうち、次に掲げる事務の執行において、大幅な遅延が認められた。

これは、同課の事務量が多く、かつ、時期的に大きな偏りがあることが原因の一つと考えられることから、事務の執行体制の検討を含め、適正な事務処理を行えるよう、業務の改善に努められたい。

### ア 都市公園の占用等の許可と行政財産の目的外使用の許可の事務

同課は、都市公園については都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき公園管理者以外の者の公園施設の設置等や占用に対して、その他の行政財産については地方自治法に基づき目的外使用に対して許可を行っている。

令和2年3月31日で許可の期間が終了し、同年4月に直ちに更新手続が必要なもの約150件のうち30件が、同年10月31日の時点で更新できていなかった。

### イ 公有財産の使用料に係る収入事務

アの許可に当たっては、都市公園は大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）に基づき、その他の行政財産は大津市行政財産使用料条例に基づき、使用料が免除される場合を除いて、使用料を徴収している。

令和元年度以前から許可をしており、令和2年度も使用料を徴収すべきものについては、令和2年4月以降、早期に調定し、請求手続をすべきであるが、その大半が同年11月から同年12月までに行われていた。

また、令和3年2月1日の時点で、調定及び請求手続ができていないものが3件あった。

### ウ 指定管理の自主事業収入に係る収入事務

同課において7件の指定管理を実施しており、それぞれの施設の管理に関する協定において自主事業収入の5%を大津市に支払う旨を定めている。協定では、1年を一定の期間に区分し、各期間終了後20日以内に報告書の提出を受けることになっており、これに基づいて調定し、請求手続を行っている。

この事務の中に、平成31年3月分の事業収入に係る納付金を令和2年5月に請求し、収入しているものがあった。このほか、調定までに数か月を要したもののが複数あった。

- (4) 措置状況報告日 令和3年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

都市公園の占用等の許可及び収入事務の遅延について、今回の監査の指摘を踏まえ、都市公園の占用等の許可及び児童遊園地の目的外使用許可に係る事務量の把握に努めるとともに、令和3年度から、執行体制を見直すなど、適正な事務処理と早期の収入事務を行えるように業務の改善を図りました。

令和2年4月に更新手続ができていなかった都市公園の占用等の許可及び行政財産の目的外使用許可については、直ちに更新手続を行うとともに、公有財産の使用料に係る調定及び請求ができていなかったものについては、令和2年度内に調定及び請求手続を行いました。

指定管理者の自主事業収入に係る収入事務については、協定で定めている期限内に報告書が提出されるよう事業者に対し、指導を行いました。

今後も引き続き、適正な事務執行に努めます。

## 8 都市公園使用料の徴収事務について

- (1) 監査執行対象機関名 都市計画部公園緑地課
- (2) 監査執行日 令和2年12月17日
- (3) 監査の結果

都市公園の使用を許可した場合、大津市都市公園条例に基づき、使用料を徴収している。

同条例第9条第2項において、使用料は原則として前納しなければならないと定めているが、特別の理由

がないにもかかわらず、使用許可日から一定期間経過した日を納付期限として設定したため、結果として令和2年12月17日現在、3件86,284円が収入未済となっている。

については、当該条例の適切な適用と徴収事務の処理方法について改善を図られたい。

- (4) 措置状況報告日 令和3年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

都市公園使用料の徴収事務について、今回の監査の指摘を踏まえ、大津市都市公園条例の適切な運用と早期の使用料徴収を行えるよう、令和3年度から、使用の前日を使用料の納付期限と設定することを徹底することとしました。今後も、同条例の規定を遵守し、適切な徴収事務に努めます。

#### 9 病児保育事業費補助金の過払いについて

- (1) 監査執行対象機関名 福祉子ども部保育幼稚園課
- (2) 監査執行日 令和2年10月2日
- (3) 監査の結果

児童の福祉の増進を図ることを目的に、病児保育事業に要する経費に対して補助金を交付しており、令和元年度においては6の補助対象者に対して補助金が交付された。

大津市病児保育事業費補助金交付要綱によると、運営費に係る補助金の額は、施設又は事業所1か所当たりの年間延べ利用児童数の区分に応じて定める額に5,007,000円を加算し、さらに利用者負担金を免除し、又は減額した場合は、それぞれの区分に応じて定める額を加算した額とされている。しかし、1の補助事業者において減免分の加算額の計算に誤りがあり、3,400円の過払いが生じていた。

これは、事務担当者及び決裁者が、実績報告書の内容を十分に確認しないままに、事務処理を行ったことによる。

については、補助金交付に係る書類の審査について改善を図り、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和3年5月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘のあった補助金については、令和3年3月1日付けで、過払いが生じていた補助事業者に対する補助額を適正な額に再確定した上で、既に交付していた補助金のうち返還対象となる金額について、同月9日に当該補助事業者から返還を受けました。

今後の再発防止策として、大津市補助金等交付規則等及び所管する補助金の交付要綱の遵守はもとより、実績報告書等の補助金の交付に係る書類のチェックについては、まずは担当者が確認を行った後、改めて係長等による確認を行う等の複数人による確認を徹底することで、補助事業の適正な執行に努めます。